

平成 25 年 7 月 4 日

震災復興プロジェクト近畿

代表 松下勝則様

大阪府知事 松井 一郎

要望書に対する回答について

平成 25 年 6 月 18 日に提出のあった要望書に対する大阪府の考え方について、お答えします。

大阪府では、大阪市と連携し、今年度は 30,000 トンを上限に、岩手県宮古地区の災害廃棄物(木くず等可燃物)を受け入れ処理することとしております。

平成 25 年 5 月に岩手県が改訂した「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」において、平成 25 年度の宮古地区の可燃物の残存量は、総量で 19,600 トンと推計され、さらに、現在の処理状況から推計して、宮古地区の主だった可燃系混合物の岩手県内の処理は 9 月末で終了する見込みとなっております。

岩手県内の災害廃棄物の処理は可燃物の処理に引き続き、不燃系混合物の処理が行われ、この選別過程で生じる可燃物については、岩手県内で処理する方向であり、全ての災害廃棄物の選別が終了するまでは可燃物の処理は続くことになると、岩手県から聞いております。

大阪府・市が処理する量は減少することになりますが、大阪府としましては、大阪市とともに、被災地の復旧・復興のために 1 日でも早く災害廃棄物の処理が完了できるよう、今後とも岩手県からの要請により、引き続き、広域処理を進めていきます。

【担当】

環境農林水産部循環型社会推進室

資源循環課 広域処理対策グループ

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲 21 階

TEL : 06-6941-0351(内線 3831)

FAX : 06-6210-9561